

改正包括利益基準、公表議決 —ASBJ—

去る4月19日、企業会計基準委員会は第242回企業会計基準委員会を開催した。

検討された主な事項は次のとおり。

包括利益の表示

前回に引き続き文案の検討が行われたのち、「公開草案」包括利益の表示に関する会計基準(案)の公表議決が行われた。

公開草案公表後に1カ月程度、コメントを募集(5月25日コメント期限予定)する予定。

計算書の名称の変更が議論されたが、現行の名称を維持することとした経緯を示すとともに、適用時期については、現行の取扱いを変更するものではないことから、混乱を避けるために「公表日以後に適用」との文言が入っている。

また、本改正に伴い、「四半期財務諸表に関する会計基準」、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」もあわせて用語の改正等が行われる。

退職給付(ステップ1)

前回に引き続き文案の検討が行われた。

前回の議論を受けて、「個別財務諸表の取扱い」について単体

とが重要」との意見もあった。

無形資産に係る会計基準

前回の議論が行われてから約3カ月ぶりに議論が行われた。これまでの審議状況・論点の確認が行われた。

「ソフトウェアは、会計基準があるから特に議論の必要がないということか」、「開発費以外

会計

連結に関する会計基準をめぐる動向、報告—ASBJ、連結SPC専門委

去る4月23日、企業会計基準委員会は第75回連結・SPC専門委員会を開催した。

IASB・FASBの検討状況

IASBは、昨年8月に公表した公開草案「投資企業」へ寄せられたコメント、および本年2~3月に各地で行われた円卓会議を受け、4月からFASBとの再審議を開始している。

コメントの概要としては、「FASBとコンバージェンスした解決を強く望む」(昨年10月にFASBが公表したASU公開草案はいくつかの点でIASBの提案と異なっている)意見や、「親会社(非投資企業)への会計処理の引継ぎについて、FASB側のアプローチを支持する」意見などが紹介されている。なお、4月の審議では、新たな決

のものについて、どうしていくのか」などの個別の無形資産についての意見があった。

一方で、「もっと全体がみえてこない」と進むべき話も進まない、「企業結合をしたときの無形資産の取扱いを考える必要もあるのではないか」などの全体を見据えた意見も出された。

会計

投資家・企業との「コミュニケーショ」ンなどを検討

去る4月17日、企業会計審議会(会長・安藤英義・専修大学教授)は総会・企画調整部会合同会議を開催した。

主要な検討事項は次のとおり。

投資家・企業との「コミュニケーショ」ン

投資家から見たIFRSについて、公益社団法人日本証券アナリスト協会会長、稲野氏により次の2点の説明が行われ、検討がなされた。

- ① IFRSを支持する理由
- ② わが国でIFRSを採用するにあたっての意見

具体的には、以下のとおり。

・「企業のグローバル化が進むなか、他国の競争相手との比較分析ができることは常識で、ゆえに財務諸表における比較可能性の向上が求められる」

・「国際的な理解を得るため、IFRSを否定せず、IFRSとの「擦り合せ」により問題を解決し、段階的に適用すべきである」

・「原則主義では、企業ごとの判断において、より実態に即した財務諸表を作成するため、アナリストは適切なセグメント情報を手に入れる」

・「全上場企業の連結決算にIFRS適用を求める」

一方、

・「個別には比較可能性の向上は理想に過ぎず、逆にIFRS適用で、比較可能性が低下した例もある」

・「アナリストが関心を持っていないのは会計基準でなく、企業の中長期的成長である」

・「細則主義を採用しても、十分、

実態を反映できる」

・「グローバルでの比較可能性の必要性は大企業に限られている」

といった否定的な意見が出された。

なお、「IFRS適用の議論において、日本ベースで主導していくために、検討の場を設けているのである」と、本来の会議の趣旨を確認する声もあった。

契約環境への影響

IFRSがロンコベナンツに与える影響について、みずほフィナンシャルグループ、高野氏により説明が行われ、検討がなされた。

「米国での変更において問題が発生したのか」、「会計表示が変わったときに、ロンコベナンツへの影響が発生するのか」という質問に対し、「クレジットの問題はなく、契約変更における形式的問題が発生する。借入人の状況によりケースバイケースである」との回答があった。

*

今回の合同会議の日程は未定だが、残りの検討事項である「規制環境への影響」、「任意適用の検証」が議論される見通し。

スカイツリーで塔に人氣が出ていくという。筆者の住む小田原付近でも3つの塔がある。何かの参考にしてみらねば幸いである。

1つ目は小田原城である。関東平野では唯一の天守閣である。最近では周囲の整備も進み、格段に風格が出てきている。空調コストなどがかかるハコモノより、城のほうがよほど、税の使い道として気が利いている。

この天守閣で、ぜひ、小田原評定に想いを馳せよう。結論のない会議である。もともとは秀吉による小田原攻めで、老臣松田憲秀は籠城戦術を主張したのに対し、北条氏康の四男、北条氏邦は箱根に出撃する野戦戦術を主張し意見が分かれ、また降伏に際しても仲介ルートの選択で結論が出るまで意見が分かれたことに由来する。

2つ目の塔は、旧・スパウザ小田原、現在のヒルトン小田原リゾート&スパである。もともと当時の労働省所管の雇用促進事業団が総工費455億円で建設し1998年に開業したが、営業不振で2002年に小田原市には8億5千万円で譲渡され、同時にヒルトン社に賃貸されて現在に至っている。ミカン畑に囲まれた丘のうえに建ち、相模湾の眺めは特に素晴らしい。

柑橋類の輸入自由化で打撃を

受けたミカンに代わる地域経済活性化の柱として、巨大建築は大きな意味を持つものであったし、市も別途に道路建設などを行った。素晴らしいロビーから雄大な自然を見やうて、この国のガバナンスは何だったのかを復習しよう。

3つ目の物語は、もっと奥が深い。箱根の帰り、つまり小田原から新宿に向かう小田急ロマンスカーが酒匂川鉄橋に差し掛かったところ、あるいは東名の

井松田のインターの近くから、丘のうえに18階の高層のオフィスパイルが見える。これは昨年までは第一生命の大井事業所であった。現在はコーヒーやお茶の事業で知られるブルックスHD(本社横浜)の所有である。



のは翌年の69年であった。だから当時としては珍しかった高層ビルである。

大井移転の理念は壮大で、日本に英国流の田園都市ガーデンシティを实践しようとするものであった。洪沢栄一とその四男・秀雄が田園調布(現・大田区)を企画し、その後押しをしたのが第一生命創業者である矢野恒太(つねた)であり、引き継いだのが社長・矢野一郎であった。一郎の新社屋への心意気や、日本建築学会から学会賞を受賞に際しての記念講演「第一生命保険相互会社多量本社計画ならびに地域開発」に高々と人間らしい生活を謳っている。

しかし、それは決して成功したプロジェクトではなかった。皮肉にも近くに国府津・松田断層が発見され、まずシステム部が転出。さらに思いもよらぬ都心回帰の流れが定着した。どう考えても一郎の見識は正しいが、しかし市場主義経済では会社は効率経営で競争に勝ち抜かなければならない。今となっては、首都圏直下型地震が来れば確実に役に立ったであろう大井事業所には、過去44年間において顕著な出番がなかった。出番がなかったということは、リスク管理ではむしろ幸いだったと考えたい。どうだろうか。

岡崎 一浩(愛知工業大学教授)

一定の補償資産のその後の会計処理のASU案、公表—FASB

去る4月17日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「企業結合(トピック805)―政府が援助する金融機関の取得の結果として、取得日に認識した補償資産(indemnification asset)のその後の会計処理」を公表した。コメント期限は、2012年7月16日である。

現在の企業結合会計では、各報告日末に、企業結合の取得者が、認識した補償資産を契約の範囲内で補償される資産と同じ基礎で測定し、公正価値でその後の測定がされない補償資産については、経営者が補償資産の回収可能性の評価を行うことを要求している。

しかし、政府が援助する金融機関の取得の結果として、認識した補償資産については、取扱いが明確ではなかった。

公開草案では、補償契約(損失負担契約)がある政府が援助する(連邦預金保険公社等による)金融機関の取得の結果として、補償資産を認識し、補償契約のもとで補償されている資産に関する見積回収キャッシュ・フローに変動が発生する場合に

は、報告企業は、補償されている資産(この場合には、経営悪化等により取得された金融機関の株式や債権が想定される)の変動と同じ基礎で、補償資産の測定における変動を会計処理することを要求している。

価値の変動の償却期間は、補償契約の期間と補償資産の残余

税務

源泉徴収関係のQ&A等、公表—国税庁

去る4月16日、国税庁は、①「平成24年4月 源泉所得税の改正のあらまし」、②「復興特別所得税(源泉徴収関係)」をホームページにて公表した。

24年改正

①は、平成24年3月31日に公布された「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成24年法律16号)」により改正された「給与所得」「役員退職所得」についての概要が示されている。なお、本誌2012年5月1日号(No.1313)で留意点を取り上げていたので、ぜひご参照いただきたい。

期間の短いほうの期間に制限される。たとえば、補償されている資産Aの価値が増加した場合、Aを補償している補償資産Bについては、関連する価値の変動を当該金額の償却により会計処理する。

公開草案による改訂は、適用日以後に新しく取得した補償資産に、将来にわたって適用される。

なお、適用日は未定である。

また、早期適用は認められていない。

復興特別所得税

②は、平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律117号)」により創設された復興特別所得税について、全16問のQ&Aや概要が示されている。また、平成25年1月1日以後に所得税と復興特別所得税をあわせて源泉徴収する際に使用する源泉徴収税額表も公表されている。

なお、①および②の内容等を踏まえた、税制改正の解説を次号以降に掲載する予定。

経理用語の豆知識



強調事項区分

財務諸表に適切に表示または開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人が判断し、当該事項を強調するため監査報告書に設ける区分をいう。当該区分は監査意見の次に「強調事項」または適切な見出しが付けられることになる。また、強調事項は監査人の意見に影響を及ぼすものではないとされている。

強調事項が必要と監査人が判断する可能性がある場合の例として、①会計方針の変更、②重要な偶発事象または重要な後発事象、が挙げられている。会計方針の変更には、財務諸表に広範な影響を及ぼす新しい会計基準の早期適用(早期適用が認められている場合)も含まれる。また、重要な偶発債務または重要な後発事象の例として、重要な訴訟や規制上の将来の措置の将来の結果に対する不確実性や、企業の財政状態に重大な影響を及ぼしたまたは今後引き続き及ぼす大きな災害、が挙げられている。



監査人の交代

監査基準委員会報告書900「監査人の交代」によれば、「監査人予定者及び監査人は、前任監査人に対して監査業務の引継ぎを求めなければならない。監査業務の引継ぎは、主に、監査人予定者及び監査人による質問及び監査調書の閲覧によって実施される。」とされている。適切な引継ぎを実施することにより、①監査契約の締結に伴うリスクを低い水準に抑えることができるか否かを的確に判断すること、②会社に都合のよい監査意見を求めている兆候があるか否かを判断すること、③監査を効果的かつ効率的に実施することが可能となる。

監査業務の十分な引継ぎが受けられない場合には、第三者への問い合わせ、または会社の経営者や監査役等の背景調査を行う等、他の方法により阻害要因に関する情報を収集し、監査契約の締結に伴うリスクを低い水準に抑えることができるか否かについて、より慎重に検討しなければならないとされている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2012年 4月17日	ASU公開草案「企業結合(トピック805)―政府が援助する金融機関の取得の結果として、取得日に認識した補償資産のその後の会計処理」	FASB	これまで明確でなかった、政府が援助する金融機関の取得の結果として、取得日に認識した補償資産のその後の会計処理について、要求を示すもの。コメント期限は、2012年7月16日まで。	2012年 5月10日・ 20日合併号 ニュース記事
2012年 4月20日	法令違反等事実又は不正の行為等が発覚した場合の監査役等の対応について～監査人から通知等を受けた場合の留意点～	日本監査役協会	本年3月27日にJICPAから公表された「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について」を受けて、不適切な会計処理が発覚した場合の監査役等の対応について取りまとめたもの。	—
2012年 4月20日	中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ	内閣府・ 金融庁・ 中小企業庁	中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため策定されたもの。	—

先陣を切った日本のIMF支援

金融

ユーロ圏債務危機に向けたIMFの資金増強が、各国の拠出表明で進みつつある。3月時点では5,000億ドルを目標としていたが、その目標額も下げの予定で、IMFの資金増強問題は、ひとまず区切りを付けて先に進むことになりそうだ。

口火を切ったのは日本の安住財務相だった。4月17日に日本が600億ドルの支援を行う旨を発表した。その後、スイス、ポーランド、デンマーク、スウェーデンなど、総額で3,200億ドルに達したもよう。

一方で、最大の出資国であるアメリカは、依然として消極的なままだ。アメリカとしては、EUの基本条約を新たに定めたり、ユーロ共同債の発行など、いっそう踏み込んだスキームのないまま資金拠出に踏み込むことには反対する姿勢だ。特に、連邦議会下院で過半数を占める共和党が歳出削減方針を強く打ち出しているため、オバマ政権は議会の意思に反する意思決定はできなくなっている。

ユーロ圏債務危機では、日本よりアメリカの金融機関のほうが、より大きく関与しているし、それだけより大きなリスクを負っている。逆説的だが、だからこそ資金拠出に慎重にならざるを得ないともいえる。

日本は、少なくとも表向きはアメリカや中国を抑えてIMF支援の先陣を切ったことになり。その意味では、今後のユーロ圏債務問題の国際協調の枠組みを作るなかで、発言権を得たといえるだろう。

もちろん、IMFが支援に乗りに出すのが妥当か否かといった

株式市場の期待は叶えられるか？

証券

議論はあるだろう。しかし、金融危機は是非を論じている余裕はない。現に、スペインの10年債利回りは4月16日、昨年11月末以降初めて6%を上回り、すでに市場は警告シグナルを発している状況だ。もちろん、ユーロ圏債務危機の今後の規模拡大の可能性を考えると、最終的にはユーロまたはドルによる流動性供給が不可欠となるだろう。

今回の日本をはじめとする各国の支援表明は、そうした最終的な支援の枠組みに向けたつなぎ支援として意味深い。

近視眼的な投資行動を感じる。期待の星フェイスブックの上場が実現するまではこうした状況が続くのだろうか。

同時株安に見舞われている日本市場では、日本銀行の追加緩和策に関心が高まっている。これは2月中旬にインフレ率1%を目標とするとして打ち出した金融の量的緩和策に次ぐ緩和策を期待するというのである。2月の場合、具体的なインフレ率を提示し、ようやく日銀が政策姿勢を改めたというサプライズ

アメリカ株価のもとつきは、投資家が景気の足取りをどう評価するか、迷っているからではなからうか。住宅投資の不振が長期化するため、景気回復は緩やかにならざるを得ないことは織り込み済みであったはずである。それなのに、どこかに高い成長率を待望する心理が働くのだろうか、少し弱い数字が出る

的な印象を与えたため、効果抜群であった。

しかし、目標インフレ率が低いこと、目標でなく中途としたことなどが日銀の政策転換に対する本気度を問う余地を残した。だから株価も4月に入ってダレてきたのではないかと問い掛ける向きもある。

確かに日銀が追加緩和に踏み切る可能性は強いと思われる。その場合、日銀が一番意識しているのは円相場ではなからうか。4月27日の金融政策決定会合の前の円相場の地合いによっては緩和策の本身(資産買入規模)は市場の期待より薄くなる可能性があるだろう。要は追加緩和にあまり大きな期待をすべきでない。

日本経済や株価の先行きに少し明るさを与えてくれそうなのが、近隣諸国の動きである。ミャンマーの自由化への歩みは、驚くべき早さである。夢が一気に現実になった感があるが、まだ現政権の真意はわからないという声も根強い。しかし、現政権の動きはASEANのなかで生きる、経済発展を目指すという決断の現れであり、もはや引き返せないと思われる。ASEANにとってトゲが抜けたことになり、アジアの成長を取り込んで今後の経済成長を図ろうとする日本経済にとって、大きな朗報である。